

令和2年5月1日

村 民 各 位

佐井村長 樋 口 秀 視

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

すでに防災無線などでお知らせしていましたが、4月16日、政府により緊急事態宣言の対象区域が7都府県から全都道府県へと拡大されたことにより、青森県でも県内全域を対象に緊急事態措置が実施されております。

5月6日の終期まで、人の移動を最小化し、人と人との接触を最低7割、極力8割少なくして、何としてでも感染の拡大を抑え込まなければなりません。

佐井村としても、緊急事態宣言の趣旨並びに青森県知事からの要請を踏まえ、以下のような対応をしています。

住民のみなさん、事業者のみなさんには、何かとご苦勞をおかけしますが、感染拡大防止の取り組みをなお一層強化していただきますようお願いいたします。

緊急事態宣言を踏まえた内容としては、次のとおりです。

事態の収束を図るため、できるだけ人と人との接触機会を減らすよう、不要不急の外出をお控えください

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のための行動は、不要不急の外出に該当しません。

大型連休期間中においても、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力お控えください

特に、感染がまん延する首都圏など※13の特定警戒都道府県との往来についてはお控えください。

※13の特定警戒都道府県とは？：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府です。

ウラ面へつづく

繁華街の接待を伴う飲食店などへの外出もお控えください

イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食なども含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった3つの「密」を避けることを徹底してください

さらに、3つの「密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指しましょう。

感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」または役場に事前にご連絡してください

帰国者・接触者相談センター（TEL 3 1 - 1 8 9 1）では、症状などをお聞かせいただいたうえで「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社を休むなど、拡散防止につながる行動をお願いします

緊急事態措置の実施区域となりましたが、罰則を伴う外出禁止や交通の遮断などを行うものではありません

食料・医薬品や生活必需品に係る買い物などは今までどおり行っていただくなど、冷静な行動をお願いします。

今回の移動自粛などのお願いについては、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって初めて感染拡大防止の効果が得られるものと考えております。

住民のみなさんには、何かとご不便をおかけすることとなりますが、住民のみなさんの命と暮らしを守るため、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、佐井村では全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、村内の状況および今後の動向を踏まえて、村独自の支援策を打ち出したいと考えており、引き続き、感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や住民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう全力を尽くして参ります。

お問合せ先：佐井村新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局
TEL：0 1 7 5 - 3 8 - 2 1 1 1
(佐井村役場総務課内)